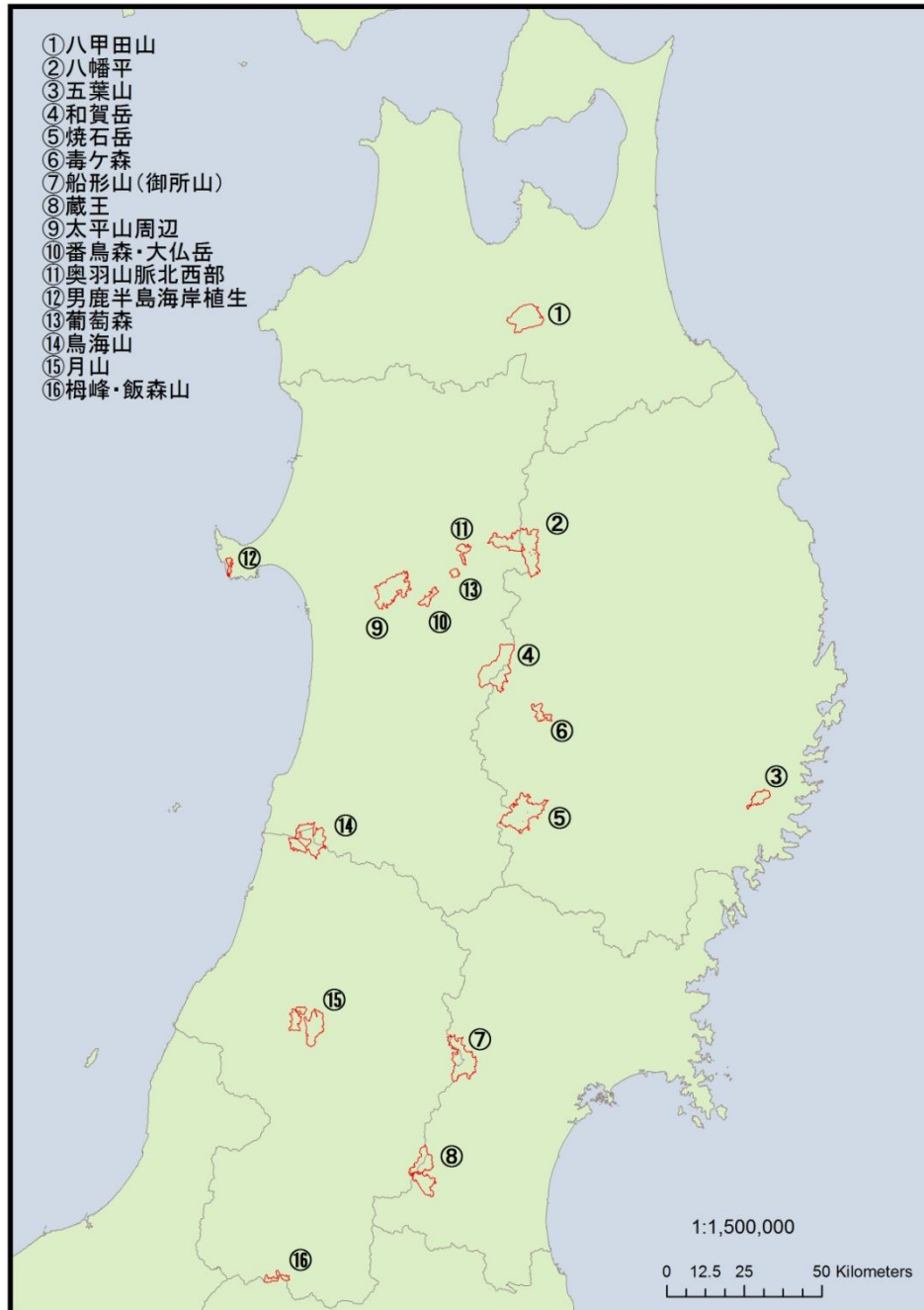


生物群集保護林の地帯区分(案)について

生物群集保護林の位置図(東北森林管理局管内)



生物群集保護林一覽(東北森林管理局管内)

番号	保護林名	面積 (ha)	特徴	【森林計画区】 森林管理(支)署
1	はっこうださん 八甲田山	6,410	山地帯にブナ、中腹にアオモリトドマツ(オオシラビソ)、山頂付近にはハイマツと地域の特徴的な垂直分布。また大小様々な湿原が分布。	【津軽、東青、三八上北】 津軽署、青森署、三八上北署
2	はちまんたい 八幡平	10,235	ブナ、アオモリトドマツ、コメツガと地域に特徴的な垂直分布。散在する高層湿原にはタカネアオヤギソウなど貴重な植物が生育。	【馬淵川上流、米代川、雄物川】 岩手北部署、米代東部署、秋田署
3	ごようざん 五葉山	1,951	コメツガとヒバ(ヒノキアスナロ)を主とする天然林。また固有種ゴヨウザンヨウラクなどの貴重な植物が生育。	【大槌・気仙川】 三陸中部署
4	わがだけ 和賀岳	8,955	山地帯ではブナやスギ天然林、標高1,000m程度からの亜高山性のミヤマナラ、高山帯のハイマツ等に至るまでの地域の特徴的な垂直分布。一部は和賀岳自然環境保全地域(特別地区)に指定。	【北上川中流、雄物川】 岩手南部署、秋田署
5	やけいしだけ 焼石岳	8,768	ブナ、ミヤマナラ、ハイマツの地域の特徴的な垂直分布。高山帯にはカンチスゲ、エゾノミクリゼキシヨウなど、中間湿原にはヒメカイウなどの希少な植物が生育。	【北上川中流】 岩手南部署
6	ぶすがもり 毒ヶ森	1,639	日本海型ブナ-チシマザサ群落为主体。フガクスズムシ、トガヒゴダイ、コアニチドリなどの希少な植物が生育。	【北上川中流】 岩手南部署
7	ふながたやま(ごしょざん) 船形山(御所山)	7,150	日本海型ブナ林の特徴を持ち、亜高山性の針葉樹林を見ず、ミヤマナラ群落が成立。	【宮城北部、宮城南部、最上村山】 宮城北部署、仙台署、山形署
8	ざおう 蔵王	6,621	山地帯のブナの分布が終わる1,350m付近から亜高山帯のアオモリトドマツへ移行。高山帯は高山低木群落に加え、火山荒原、雪田植生、硫気孔原植生などが分布。	【宮城南部、最上村山】 仙台署、山形署
9	たいへいざんしゅうへん 太平山周辺	7,223	山地帯には高齢級のブナ林が分布。尾根筋にはキタゴヨウクロベ林が分布。オサバグサ、コアニチドリなど希少な植物が生育。	【米代川、雄物川】 上小阿仁支署、秋田署
10	ばんどりもり・だいぶつだけ 番鳥森・大仏岳	1,239	番鳥森周辺のブナ・ミズナラ林(一部は、番鳥森県自然環境保全地域(特別地区)に指定。)、大仏岳山頂付近の風衝地の岩壁植生が特徴的。	【米代川、雄物川】 上小阿仁支署、秋田署
11	おううさんみやくほくせいぶ 奥羽山脈北西部	1,191	標高800~1,000m付近にスギ-ブナ群落がまとまって分布。また、キタゴヨウ、クロベ、中間湿原等がモザイク状に分布。	【米代川、雄物川】 上小阿仁支署、秋田署
12	おがはんとうかいがんしよくせい 男鹿半島海岸植生	655	ミズナラ、イタヤ、カシワなどによる海岸風衝林が分布。また、潮害に弱いとされる天然スギが自生。	【米代川】 米代西部署
13	ぶどうもり 葡萄森	579	典型的な日本海側多雪地帯の原生的ブナ林。	【雄物川】 秋田署
14	ちょうかいさん 鳥海山	7,241	典型的な多雪山地型の垂直分布で亜高山性の針葉樹林を見ない。ブナ、ミヤマナラ、ミヤマハンノキが分布。チョウカイフスマなどの希少な植物が生育。	【子吉川、庄内】 由利署、庄内署
15	がっさん 月山	6,822	典型的な多雪山地型の垂直分布で亜高山性の針葉樹林を見ない。東斜面では湿原・雪田もあり、固有種ガッサンチドリなど高山植物も豊富。	【庄内、最上村山】 庄内署、最上支署
16	つがみね・いいもりやま 楯峰・飯森山	1,043	原生的なブナ天然林。また、分布限界(西端)のアオモリトドマツが分布。	【置賜】 置賜署

○ 保護林設定管理要領（抄、平成27年林野庁長官通知）

2 生物群集保護林

(3) 地帯区分

生物群集保護林は、原則として一の区域について保存地区及び保全利用地区に区分するものとする。ただし、地帯区分を行う合理的な理由が見いだせない場合は、この限りではない。

(中略)

均質な天然林で区分が難しい上に外部からの影響も考えられない場合などを想定。

(6) その他

ア 生物群集保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。

イ (略)

ウ 保全利用地区は、原則として地勢線を介し保存地区の周辺を全て取り囲むよう設定するものとする。ただし、森林の状況、立地条件等からみて、保全利用地区が保存地区の周囲を全て取り囲まなくても保存地区に外部の影響が及ばないと認められる場合を除くことができるものとする。

生物群集保護林の保存地区と保全利用地区の違い（保護林設定管理要領より抜粋）

地帯区分等	対象	取扱いの方針
保存地区	自然状態が十分保存された天然林を主体とする区域とする。	原則として <u>人為を加えずに自然の推移に委ねるものとする。</u>
保全利用地区	保存地区に外部からの影響が及ばないよう緩衝の役割を果たすために必要と考えられる広がりを持つ、原則として <u>保存地区と同質の天然林を主体とする区域とし、天然林と一体的に保護・管理することが相応な人工林を含めることができるものとする。</u>	(ア)天然林については保存地区と同様とし、人工林については育成複層林施業等を行うことができるものとして、将来的には天然林への移行を図るものとする。 (イ)必要に応じて草地、湿地、高山帯、岩石地等の特異な環境を保護・管理することができるものとする。
(参考) 自然維持タイプ 「管理経営の指針」より抜粋	自然環境保全地域、史跡名勝天然記念物、自然公園特別保護地区、同第1種特別地域、保護林等であって原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護遺伝資源の保存等自然環境の保全を第一とすべき国有林野	特に、天然林については、保護対象の維持のために必要な場合等を除き、 <u>原則として伐採は行わないものとする。</u> 人工林については、 <u>長期的に天然林へ誘導することを指向するものとするが、積極的に人為を加えないものとし、林分の維持のために伐採を行う場合であっても必要最小限の範囲にとどめるものとする。</u>

※ 生物群集保護林の地帯区分が行われない場合は、機能類型(自然維持タイプ)のみに応じた管理経営となる。

- ・ 植生の特徴など、保護林の設定理由を地帯区分に反映させるべき。
- ・ 保護林の境界の内側を一定の幅で保全利用地区とし、その内側を保存地区とする方法もある。
- ・ 保護林の中に自然環境保全地域がある場合は、分離せず全体を保存地区に含めるべき。植生の特徴による区画と自然環境保全地域を合成して保存地区とするのも一考。

これまでの委員会での意見を踏まえ、保護林区域は変更しないことを前提とした上で、次の考え方により、平成30年度に「船形山(御所山)生物群集保護林」及び「和賀岳生物群集保護林」において地帯区分を行うこととする。

- 1 生物群集保護林内に、周囲とは異なる地域固有の植生がまとまって存在する区域を保存地区とする。
- 2 自然環境保全地域が存在する場合は、その区域を保存地区とする。
- 3 地帯区分にあたっては、既存の林小班をできる限り活用し、小班を分割する場合は、等高線に沿って分割する。

具体的な地帯区分(案)は別添1、2のとおり。